

荒尾市景観計画を施行します

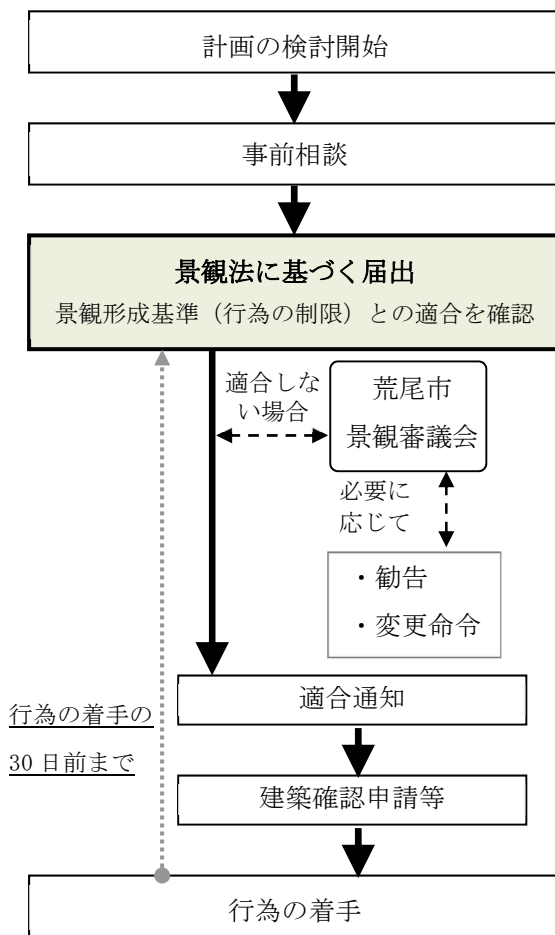


荒尾市は、市の特性を活かした良好な景観形成を推進するため、**平成25年11月1日**に景観計画を施行します。これに伴い、荒尾市内での景観法に基づく届出は、荒尾市景観条例及び荒尾市景観計画に基づく届出対象行為及び審査基準となります。

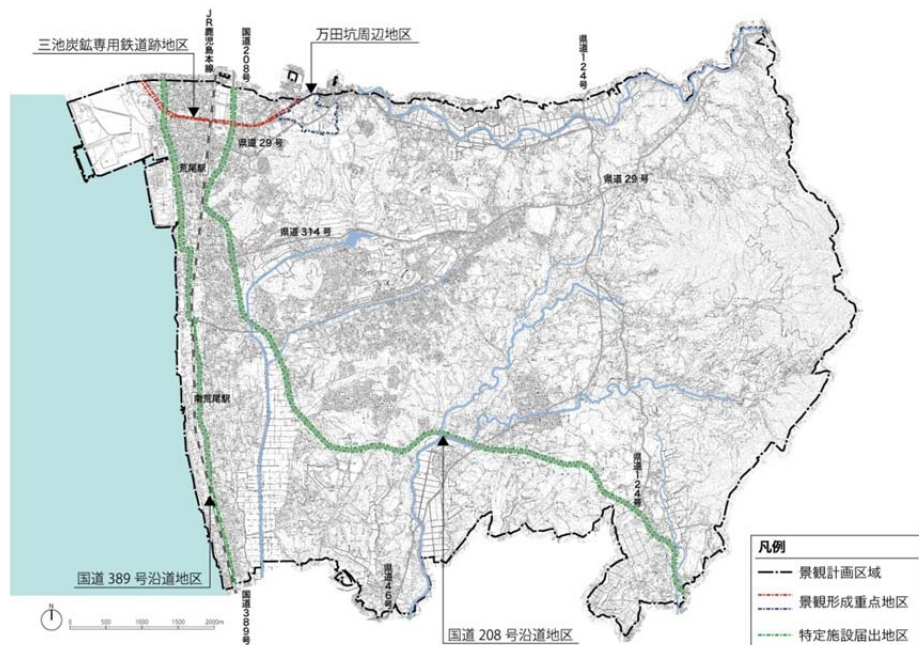
■景観計画とは

生活環境の向上、歴史的・文化的景観資源の保全・継承、観光活性化の観点から、景観づくりを総合的に推進していくための基本となるものです。景観形成の基本理念を「荒尾八景を核として、自然・歴史・暮らしの魅力体験できる景観形成」とし、景観形成の目標や市民・事業者・行政の協働による取り組みを示すとともに、市内で建築行為や開発行為等を行う際の方針や基準を明らかにしています。

■届出手続きの流れ



■届出が必要な区域(平成25年11月1日以降)



■届出が必要な区域は荒尾市全域（大規模行為）です。また、景観形成重点地区として万田坑周辺地区及び三池炭鉱専用鉄道跡地区、特定施設届出地区として国道208号及び389号沿道地区を指定し、それぞれに届出対象行為と景観形成基準を定めています。

■届出の方法

- 提出図書 届出書、図面、写真 等
- 提出部数 正副2部
- 提出先 荒尾市土木課計画事業係

※様式は荒尾市ホームページでダウンロードできる他、土木課にて配布しています。
※提出図書の詳細は荒尾市景観条例施行規則に規定されています。

【問い合わせ先】

〒864-8686

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市土木課計画事業係

TEL : 0968-63-1487

Eメール : doboku@city.arao.lg.jp

■届出が必要な行為とその規模(平成25年11月1日以降)

対象行為		規 模			
		市全域（大規模行為）	万田坑周辺地区	三池炭鉱専用鉄道跡地区	特定施設届出地区 *5
建築物	新築、増築、改築、移転及び撤去*1	高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	延床面積が500㎡を超えるもの又は高さが10mを超えるもの	すべて	当該行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更				当該行為に係る面積が10㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更*1	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが2mを超えるもの	すべて	高さが1.5mを超えるもの
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等*3	高さが13mを超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの	すべて
	電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが20mを超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの	すべて	高さが10mを超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等	高さが13mを超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの	すべて	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
	広告塔又は広告板	高さが13mを超えるもの又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	—	—	表示面積が1㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発区域の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	開発区域の面積が1,000㎡を超えるもの	すべて	—
木竹の伐採		—	区域の面積が1,000㎡を超えるもの	—	—
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	区域の面積が1,000㎡を超えるもの	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの又は水平投影面積が500㎡を超えるもの ただし、堆積の期間が90日を超える場合に限る	堆積の高さが1.5mを超えるもの又は水平投影面積が100㎡を超えるもの ただし、堆積の期間が90日を超える場合に限る	—	—
特定照明*4	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更	すべて	すべて	—	—

- *1 万田坑周辺地区及び三池炭鉱専用鉄道跡地区では撤去は除く
 - *2 市全域（大規模行為）では柵、塀のみ
 - *3 市全域（大規模行為）では擁壁等を含む
 - *4 夜間において公衆の観覧に供するため、30日を超えて建築物等（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明
 - *5 届出対象は特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るものに限る
- 届出の対象外となる行為
 ○通常管理行為、軽易な行為その他の行為
 ○非常災害のため必要な応急措置として行う行為 等

□下線は11月1日以降、新たに届出対象となる行為
 ※熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物は、景観に関する内容を荒尾市と協議した後に、玉名地域振興局に許可申請を行っていただきます。
 ※届出対象行為以外の行為についても、景観計画の趣旨に沿った景観形成をお願いします。
 ※荒尾市景観計画はホームページで公開している他、土木課にて閲覧いただけます。